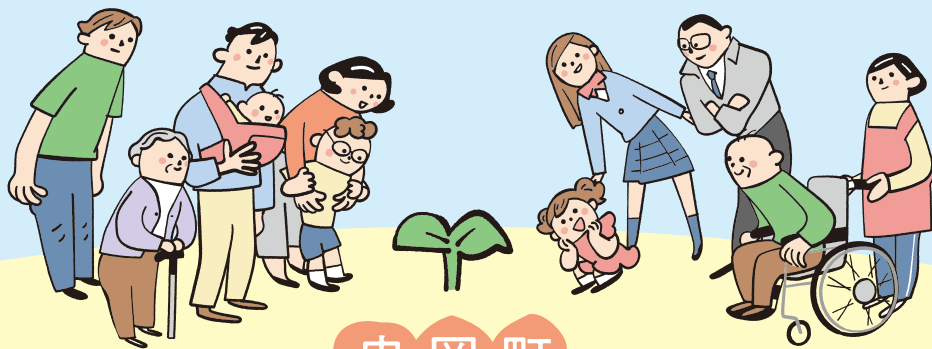




忠岡町

第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画

第2期自殺対策計画

概要版

I 地域福祉計画・地域福祉活動計画

① 計画の概要

■「地域福祉」の基本的な考え方

「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、全ての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携・協働することが重要です。

■位置づけ

忠岡町地域福祉計画は、最上位計画である総合計画が目指す将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、障がい者、こども等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、忠岡町地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、忠岡町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画を包含して一体的に策定します。

■期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

② 計画の基本理念

基本理念

助け合い 支え合い つながる
地域共生のまち ただおか



③ 基本目標と施策の展開

基本目標 ① 共に支え合い、つながるまちづくり

本町では、役場の各窓口や関係機関等において相談支援を行っています。近年は、分野を超えて複雑化・複層化する悩みや困り事を抱える世帯も見られるようになってきました。このため、役場の各窓口・関係機関等において悩みや相談を受け付け、必要に応じて庁内関係課や各専門機関と連携して課題解決に向けた支援へとつないでいく包括的な相談支援体制を構築・推進します。

また、福祉関連の各種制度やサービス等について、分かりやすい情報発信と福祉サービス提供体制の確保・充実を図ります。

さらに、関係機関や各種団体との連携をはじめ、住民同士の交流を促進して地域コミュニティの活性化につなげることで地域福祉活動を推進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

施策

1-1 相談支援体制の推進	1-2 情報提供の推進
1-3 関係機関・団体との連携強化	1-4 地域交流の促進

基本目標 ② 福祉の心による温かなまちづくり

町の状況や調査結果から年齢層にかかわらず地域の人と人とのつながりが弱まる傾向が見られます。このため、住民に対して地域福祉の意識醸成を図るとともに、地域活動の担い手づくりやボランティア活動への支援にも取り組み、町全体で福祉力を高める機運を醸成し、地域福祉課題の解決を進められるように取り組みます。

施策

2-1 福祉教育と啓発活動の推進	2-2 地域福祉の担い手への支援
------------------	------------------

基本目標 ③ 安全・安心のまちづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、福祉面からの防災体制の強化を進めるとともに、権利擁護の推進や生活安全の確保、再犯防止の推進に取り組みます。

また、高齢者、障がい者、子どもをはじめとする各種制度や福祉サービス等に関して、各種制度や福祉サービスを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、周知を継続して行い、支援を必要とする人や世帯が、適切な制度や福祉サービスを利用できる体制づくりを進めます。

さらに、経済的に困難な状況にある人や世帯をはじめ、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯を把握する中で、関係機関において個別課題を共有して適切に対応することで、住民一人ひとりの安全・安心のまちづくりにつなげます。

施策

3-1 緊急・災害時の支援体制づくり	3-2 権利擁護の推進
3-3 安全・安心の地域づくり	3-4 福祉サービス提供体制の確保
3-5 様々な困難を抱える人への支援	

④ 計画の推進に向けて

■ 計画の推進

社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、更生保護関係団体、自治会、老人クラブ連合会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域の特性に応じた施策を推進します。

■ 計画の評価

PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

Ⅱ 自殺対策計画

① 計画の概要

■ 策定の趣旨

我が国では、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進していますが、全国の自殺者数は令和 6 年まで毎年 2 万人を超え、人口 10 万人当たりの自殺死亡率も主要先進 7 か国の中では最も高い水準にあります。

本町では、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

■ 位置づけ

忠岡町自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画です。

■ 期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

② 施策の展開

取組 ①

現状把握と周知・啓発

- ◆ 「地域自殺実態プロファイル」や、厚生労働省、警察庁が公開しているデータ等に基づき、本町の自殺の実態把握を行います。
- ◆ 各種健（検）診の受診時における相談支援や健康づくり事業の普及・啓発を行います。
- ◆ 毎年 9 月の「自殺予防週間」や毎年 3 月の「自殺対策強化月間」等と連動した広報・啓発を行います。

取組 ②

自殺対策を支える人材の育成

- ◆ 人権研修やメンタルヘルス対策の機会等を活用し、町職員に自殺の現状や正しい知識を養います。
- ◆ 町職員や福祉専門職を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。

取組 ③

生きることの促進要因への支援

- ◆悩んでいる本人や家族に対して、保健所や医療機関、関係機関等と連携して相談支援を行います。
- ◆役場の主な相談窓口や各分野の専門的な相談支援機関を周知します。
- ◆地域で把握する地域住民の心配ごとについて連携して対応し、適切な相談支援につなげます。
- ◆窓口業務において、経済的困難を抱えている状況が見られる場合は適切な支援につなげます。
- ◆制度の狭間にある人や、就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等も含め、関係機関と連携し、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。
- ◆うつ病の早期発見・治療につながるよう、適切な情報提供や必要に応じた支援を行います。
- ◆長期ひきこもりの状態にある人等に対して、継続的支援事業（アウトリーチ）による支援を行います。
- ◆町職員にストレスチェックや健康診断を実施します。

取組 ④

児童生徒への自殺対策

- ◆いじめ等の被害にあったこどもに対して、関係機関が連携してきめ細やかな対応を行います。
- ◆関係機関の連携により、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等の支援を行います。
- ◆思春期のこどもたちが抱える不安や悩みに対する相談支援を行います。
- ◆児童生徒に対する調査を行い、児童生徒一人ひとりへの対応方法等の基礎資料として活用します。
- ◆命や暮らしの危機に直面したときや辛く苦しいときには周りの人や相談支援機関等に助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学ぶことができるように取り組みます。

③ 計画の推進

■ 推進体制

「生きるための包括的な支援」に関する事業を実効性あるものとするため、各課の協力により全庁横断的な体制で臨みます。また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、地域、関係団体・関係機関、地域住民等が連携・協働して総合的に推進します。

■ 啓発と教育の両輪による推進

危機的な状況に陥った場合には、誰かに支援や助言を求めることが町民の共通認識となるよう普及啓発します。また、町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、その立ち直りを見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

■ 計画の評価

PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

忠岡町第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画 第 2 期自殺対策計画【概要版】

発行：忠岡町

編集：忠岡町役場 健康福祉部 福祉課 忠岡町社会福祉協議会

住所：〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL：0725-22-1122（代表） FAX：0725-22-0364